



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月5日（金） 第9881号

目次

ページ

規 則

- 群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（消費生活課） 2
- 群馬県精神障害者援護寮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（障害政策課） 2
- 群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（森林保全課） 2
- 群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築課） 3
- 群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（同） 3
- 群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同） 3
- 群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同） 3
- 群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則（同） 4
- 群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則（同） 4

告 示

- 土壌汚染対策法による区域指定（環境保全課） 5
- 土壌汚染対策法による区域指定の解除（同） 5
- 保安林の指定施業要件の変更（森林保全課） 5
- 同 6
- 群馬県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示（建築課） 7
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計管理課） 8

公 告

- 土地利用基本計画の変更（地域創生課） 8
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民活動支援・広聴課） 8
- 同 8

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 10

落 札

- 落札者等の決定（教育委員会管理課） 11

■規則

群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十二号

群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「午後五時」を「午後四時三十分」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県精神障害者援護寮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十三号

群馬県精神障害者援護寮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県精神障害者援護寮の設置及び管理に関する条例施行規則(平成七年群馬県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十四号

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第一号の二中「氏名 印」を「氏名」に

「2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」を

3 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。」に改める。

「2 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。」に改める。

別記様式第二号中 「住所 印」を「住所 氏名」

「1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」を

2 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

3 工程表を添付すること。」

「1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。」に改める。

2 工程表を添付すること。

別記様式第四号中 「住所 印」を「住所 氏名」

「1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」

2 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

3 ゴルフ場、レジャー施設、別荘地等については、土工事期間中四半

期毎に許可地全体の分かる写真を添付する。

4 進捗状況表に進捗状況を赤線で記載し、添付する。

5 大規模事前協議を了したものであるについては、別紙を添付する。

6 「休止のために講じた措置の現況」及び「今後の見通し(再開の日

途等)」は、休止中の場合記載する。」

「1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。四半

2 ゴルフ場、レジャー施設、別荘地等については、土工事期間中四半

期毎に許可地全体の分かる写真を添付する。

3 進捗状況表に進捗状況を赤線で記載し、添付する。

4 大規模事前協議を了したものであるについては、別紙を添付する。

5 「休止のために講じた措置の現況」及び「今後の見通し(再開の日

途等)」は、休止中の場合記載する。」

別記様式第六号中「住所 氏名」を「住所 印」を「住所 氏名」

「1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」を

2 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。」

「1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。」に改める。

別記様式第七号中 「住所 印」を「住所 氏名」

「1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」を

2 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。

3 被災状況は、図面及び写真で明示すること。

4 復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。

「1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。」に改める。

2 被災状況は、図面及び写真で明示すること。

3 復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。」

別記様式第十二号中 「住所 印」を「住所 氏名」

「1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」

2 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。」

「1 許可年月日及び番号は、直近の許可に係るものを記載すること。」に改める。

別記様式第十二号中 「住所 印」を「住所 氏名」

氏名 「氏名」  
氏名を白濁する場合においては、押印を省略することができる。」を削る。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十五号

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築士法施行細則(昭和五十年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「氏名 印」を「氏名」に改め、  
「2 氏名の記載を白濁で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削り、「3 □」を「2 □」に、「4 ※」を「3 ※」に、「5 この」を「4 この」に改める。

別記様式第二号の二中「氏名 印」を「氏名」に改め、「2 氏名の記載を白濁で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削り、「3 この」を「2 この」に、「4 記載」を「3 記載」に、「5」を「4」に、「6」を「5」に改める。

別記様式第二号の三中「印」を削る。

別記様式第五号から別記様式第六号までの規定中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「(署名) 印」を「(署名)」に改め、「記入は、黒又は青のインク又はボールペン(現住所欄及び氏名欄の捺印の印は、鉛筆)で丁寧に書き、」を削る。  
別記様式第十九号中「印」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県建築士法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県建築士法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十六号

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第四号から別記様式第六号までの規定中「印」を削る。

別記様式第十四号中「印」を「印」に改める。

別記様式第十八号、別記様式第二十二号、別記様式第二十三号及び別記様式第二十五号から別記様式第二十八号までの規定中「印」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十七号

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成八年群馬県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「氏名 印」を「氏名」に、「捺印」を「捺印」に改める。

別記様式第七号中「印」を削り、「第7条」を「第7条」に改める。

別記様式第八号中「印」を削り、「第7条」を「第8条」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十八号

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
 群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年群馬県規則  
 第六十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「(名称)」を「(名称)」に、「(名称)」を「(名称)」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに  
 公布する。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県規則第二十九号

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則(平成二十三年群馬県規則第三  
 十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号から別記様式第六号まで及び別  
 記様式第八号中「(名称)」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定  
 等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県規則第三十号

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の  
 認定等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定  
 等に関する規則(平成二十四年群馬県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの規定中「(名称)」を「(名称)」に、「(名称)」を「(名称)」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第44号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和3年3月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 藤岡市森新田字堰合669番1の一部、字広瀬613番4の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
  - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
  - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第45号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年群馬県告示第44号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

令和3年3月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 藤岡市森新田字堰合669番1の一部、字広瀬613番4の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
  - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
  - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富岡市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富岡市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び富岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

---

#### ◎群馬県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月5日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡中之条町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。

---

◎群馬県告示第四十八号

群馬県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

群馬県建築計画概要書等閲覧規程（昭和五十年群馬県告示第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条の四第三項」を「第十一条の三第三項」に改める。

別記様式中「五」を削る。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

## ◎群馬県告示第49号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年12月2日から適用する。

令和3年3月5日

群馬県知事 山本 一 太

「邑楽館林農業協同組合 館林市西高根町44-5（多々良支所）  
株式会社HMS企画 館林市赤土町137-1（ミニストップ館林赤土町店）」を「邑楽館林農業協同組合  
館林市西高根町44-5（多々良支所）」に改める。

## ■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課、明和町、千代田町及び邑楽町に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和3年2月5日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和3年3月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和3年2月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きびる
- 3 代表者の氏名 野口和恵
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市菊地町295番地8
- 5 定款に記載された目的 この法人は、母親一人一人の妊娠・出産・子育てにおける心身の負担を軽減し、母子が健やかに暮らしていくための支援に関する事業を行い、我が国における虐待やネグレクト防止に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。



なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和3年3月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和3年2月24日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ビーイング
- 3 代表者の氏名 片岡美幸
- 4 主たる事務所の所在地 安中市原市1983番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、ひきこもり状態の方に対して、自立支援に関する事業を行い、ひきこもり状態の方の社会参画に寄与することを目的とする。

## ■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

### 群馬県人事委員会規則第一号

#### 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一警察の部警察本部の項部長に相当する職の欄を次のように改める。

#### 参事官

別表一警察の部警察本部の項中「施設指導官」を削り、「情報システム指導官  
指紋指導官」を「写真指導官」に改め、同部警察署の項中「課長(上席補佐)」を  
「課長(上席補佐) 首席少年警察補導員」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和三年三月十日から施行する。

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年3月5日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校基本ソフトウェアライセンス 5,009（ライセンス数は、教育対象ユーザーカウントによる。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年2月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 リコージャパン株式会社販売事業本部群馬支社 群馬県前橋市元総社町527番3号
- 5 落札金額 32,398,212円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年1月5日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111